

令和5（2023）年10月31日開催

令和5年度

柏崎市農業委員会 第25期 第5回議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会 第25期 第5回総会 議事録

- 1 日 時 令和5年10月31日（火）
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第4号 農地法第5条許可申請について
議第5号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
議第6号 令和5年度農業者年金加入推進活動について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後1時30分

山崎事務局長

ただ今から、第5回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人であります。現在の出席委員数は19人で、過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は25人であります。

議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、5番 佐藤 敏委員、15番 阿部 淳一委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」、申請番号 1 の案件が、農地利用最適化推進委員 ○○ ○○委員に関する案件ですので、○○委員の退席を求めます。

－ ○○委員退席 －

議長

では、事務局の説明を求めます。

吉田主事

議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 1 について、御説明いたします。

申請番号 1 宮之窪地内、3 筆、田、計 2,964 m²。自作地の売買。経営規模拡大。○○○円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 について、地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました○○委員の入室を求めます。

－ ○○委員入室 －

議長

○○委員に退席を求めましたが、申請番号 1 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、申請番号 2 及び 3 の案件について、事務局の説明を求めます。

吉田主事

引き続き、議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 2 及び 3 について、御説明いたします。

申請番号 2 黒滝地内、田、244 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

申請番号 3 新道地内、2 筆、田、計 733 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 2 及び 3 について、それぞれ地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 2 及び 3 の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請番号 2 及び 3 の案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 西山町二田地内、4 筆、田、計 763 m²。宅地の拡張。第 2 種でございます。

申請地につきましては、申請者の亡き父が平成 10 年頃に自宅の駐車スペースや通路、庭を整備し、現在も申請者が自宅敷地の一部として利用していることから、今回、従前の違

反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。なお、申請者は農業者であり、転用面積は農家住宅の敷地を考慮したものとなっています。

申請番号 2 与板地内、2 筆、田、計 655.33 m²。養鯉池。第 2 種でございます。

申請地につきましては、申請者の亡き父が平成 3 年頃から田を掘削して養鯉池を造成し、現在も同様の状況であることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 安田地内、田、264 m²。駐車場。第 3 種でございます。

本件につきまして、当初計画者が工場を建設する予定でしたが、これを変更し、承継者が駐車場として利用するものです。承継者につきましては、酒類等の製造及び販売を行っており、昨年、大字安田地内に新たな工場兼店舗を建設しましたが、敷地において従業員や来客用の駐車スペースを十分に確保できないことから、工場兼店舗に隣接する宅地と併せて申請地を駐車場として利用するものです。議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 4 ページ

下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 4 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 安田地内、田、264 m²。駐車場。第 3 種でございます。

議第 3 号 第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 藤井地内、田、661 m²。駐車場。第 3 種でございます。

受人は、機械部品の製造業者です。今月に入り、本店を現在の所在地に移転しましたが、本店の敷地内において社員用の駐車スペースが十分に確保できないことから、本社に程近い申請地を駐車場として利用するものです。

申請番号 3 南条地内、畑、189 m²。駐車場、第 3 種でございます。

申請地につきましては、渡人の先代が、平成 3 年頃に作業所を建築し、平成 25 年頃に取り壊したあとは、自家用車の駐車場として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。受人につきましては、申請地の向かい側にある渡人所有の住宅及び宅地を購入し、移住する予定ですが、宅地が手狭で駐車スペースを確保できないことから、これまでと同様に申請地を駐車場として利用する計画となっています。

申請番号 4 関町地内、畑、118 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

本件につきまして、渡人の娘である受人が、賃借権の設定により、申請地を一般個人住

宅の敷地として利用するものです。

申請番号 5 山室地内、田、525 m²。宅地の拡張。第 2 種でございます。

受人につきましては、申請地に隣接する渡人所有の住宅及び宅地を購入して移住する予定ですが、宅地の南西側に隣接する道路と宅地の間に約 1.5m の高低差があり、自動車の乗り入れが困難な状況となっています。申請地につきましては、北東側の道路から乗り入れができ、宅地にも隣接していることから、駐車スペースとして宅地と一体的に利用するものです。また、受人は犬を飼っており、移住後は申請地をドッグランとして利用することも計画しています。なお、転用面積は、宅地と申請地の間に約 1.2m の高低差があること及び土地の形状を考慮したものとなっています。

申請番号 6 東本町三丁目地内、畑、42 m²。境内地の拡張。第 3 種でございます。

本件につきまして、受人は東本町三丁目地内の寺院を所有しておりますが、唯一往来可能な北側の市道までの距離が長いことから、参拝者の利便性及び、非常時における最短距離の避難経路の確保を考慮し、寺院と南側の市道の間にある申請地を寄付により譲り受け、通路として利用する計画となっています。

続きまして、議案書 5 ページを御覧ください。

申請番号 7 番神二丁目地内、畑、113 m²。研修所。第 3 種でございます。

受人は、コンクリート製品の製造販売を行っており、申請地において従業員を利用対象とした木造 3 階建ての研修所の建築を計画しています。なお、補足としまして、お手元の議案資料の土地利用計画図 20 ページに研修所の間取りが記載されていますが、こちらは 1 階部分となっています。こちらに記載はありませんが、申請者から提出された土地利用計画図には、2 階に研修室 2 部屋、3 階に会議室 1 部屋が記載されていることを申し添えさせていただきます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。それでは、議第 4 号の申請案件について、許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請案件について許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 6 ページを御覧ください。議第 5 号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

農地中間管理事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分 農地中間管理事業。2、権利の種類、農地中間管理権（賃借権・使用貸借権）の設定。3、権利の開始日、令和 5（2023）年 11 月 20 日。4、権利の設定期間、10 年・16 年。5、対象農地の面積、田、894 筆、522,233.00 m²。畑、32 筆、20,292.00 m²。その他、8 筆、2,441.00 m²。計、934 筆、544,966.87 m²。6、関係人の数、受人 16 人、渡人 172 人、転貸人 1 人（新潟県農林公社）。7、実施地区、柏崎市。8、公告予定年月日、令和 5(2023)年 11 月 17 日。9、計画の明細は 7 ページから 45 ページのとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 6 号 令和 5 年度農業者年金加入推進活動について」事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 46 ページを御覧ください。議第 6 号 令和 5 年度 農業者年金加入推進活動につ

いて御説明いたします。

議第 6 号 令和 5 年度農業者年金加入推進活動について、令和 5 年度農業者年金加入推進活動については、別紙のとおり実施する。令和 5（2023）年 10 月 31 日提出
柏崎市農業委員会 会長 石塚 道宏。

続いて、議案書 47 ページを御覧ください。「令和 5 年度 農業者年金加入推進活動計画について」と全国農業新聞のファイルの資料も併せて御覧ください。

令和 5 年度農業者年金加入推進活動計画について。1、加入目標数、1 名。令和 5 年度新潟県農業者年金加入推進活動基本方針の当市の新規加入目標は、1 名です。全体 1 名、内訳として若い農業者（20 歳～39 歳）1 名、女性農業者 1 名となっております。

2、加入推進対象者、23 名となります。「加入推進対象者名簿」については、ファイルに同封しています。これは、委員の皆様から候補者として推薦いただいた方や、昨年度からの候補者を引き続き掲載しています。昨年の活動などを勘案して運営会議、事務局で選定しました。

3、加入推進活動強化月間、令和 5 年 11 月から令和 6 年 2 月までとします。これは、県下統一の加入推進月間と同じです。

4、推進活動班の編成、加入推進対象者の住所や耕作地をもとに、農業委員及び農地利用最適化推進委員の班を編成しました。名簿の裏面に載っております。

5、推進活動の方法、戸別訪問によるチラシの配布。昨年度から、委員の皆様から対象になりそうな方を上げていただいて、運営会議、事務局の方で名簿を整理するという方法をとることとしました。地域に該当者が少ない場合もあるかと思いますが、昨年度から加入対象年齢が 65 歳まで引き上げられたこともありますので、個別訪問の対象者が少ない地域は、名簿の対象になっていない方へも制度の周知のため、チラシを配付してください。他の用事で立ち寄った際にも、チラシをお配りください。その際にも記録用紙に記入していただき、事務局に御提出ください。

6、加入推進対象者への配布資料、チラシ 3 種類。ファイルの中に（1）から（3）までがそれぞれ配布資料として入っています。（1）、（2）、（3）をどの組合せで配布していただいても結構です。（1）「農業者年金て何？」のチラシは、事務局で作成したものであり、農業委員会事務局の連絡先が入っています。チラシを配布後、興味がある方がいらっしゃった時は、私も一緒に個別訪問したいと考えておりますので、いつでも御連絡ください。また、先月の総会でお配りした資料「農業者年金」～6 つの特徴とメリット～を参考にいただければ幸いです。

7、加入推進活動後の報告、推進活動を行った委員さんは、「農業者年金推進記録簿」に記載し、農業委員会事務局へ提出してください。配布数は 5 部です。提出は、総会の時で結構です。

8、その他、（1）加入推進対象者名簿等の個人情報に接することから、その取扱いには十

分に留意ください。(2)加入推進対象者以外の方にも、機会をとらえて配布してください。
また、チラシが不足の場合は事務局へ連絡をください。

以上が議題として取り上げる具体的な内容でございます。

農業者年金は、厚生年金に加入できない農業者を対象に、国民年金の上乗せとして支給される政策年金です。ぜひ加入をお薦めいただきたいと思います。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

それでは、その他の事項を事務局からお願いします。

山崎事務局長

(その他連絡事項)

議長

以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午後 2 時 2 0 分

柏崎市農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
